

新潟市働き方改革推進協議会 設置要綱

1 趣旨

市内企業における働き方改革の推進に向けては、これまで、先駆的な取組の表彰や経営者向けセミナーの開催等により好事例の発信を行うとともに、従来の取組を一步先に進める取組として、社員の幸福度を高めて生産性や創造性の向上を図る企業の取組を支援してきたところであるが、実践企業の偏りや事例の横展開が進まないことなどの課題を抱えている。

これらを踏まえ、新たに開設する専用ウェブサイト上での情報発信を軸に、既存の表彰制度や経営者向けセミナーについても有効活用しながら、好事例の掘り起こしや発信、実践企業間のネットワーク構築に取り組むとともに、関係機関・団体との連携を強化することで市内企業の働き方改革の一層の推進を図ることを目的として、「新潟市働き方改革推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置・開催する。

2 構成員

協議会の構成員は、別表のとおりとする。協議会は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。協議会に会長を置き、新潟市経済部雇用・新潟暮らし推進課長をもって充てる。

3 協議会の開催

協議会は年度1回を目安に開催することとするが、その他必要に応じて開催することができるものとする。

4 協議事項

協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 好事例の掘り起こしや実践企業間のネットワーク構築に関すること。
- (2) 各種支援策など働き方改革の効果的な実施の推進に関すること。
- (3) 関係機関・団体の連携に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

5 事務局

協議会の事務局は、新潟市経済部雇用・新潟暮らし推進課に置く。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、本協議会の運営等に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年7月1日から施行する。

(別表)

新潟市 経済部雇用・新潟暮らし推進課 (事業受託者) 新潟商工会議所 一般社団法人 新潟県経営者協会 新潟経済同友会 日本労働組合総連合会 新潟県連合会 新潟地域協議会 新潟労働局 雇用環境・均等室 新潟市 市民生活部男女共同参画課
